

代議員選挙細則

(平成25年9月2日改正)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人浪速工業会の代議員選挙規程第15条に基づき、代議員の選挙に関し必要な事項を定める。

(方法)

第2条 代議員の選挙は、郵送法により行う。

(投票用紙の送付)

第3条 投票用紙は、会員名簿に記載した住所に送付すれば到達したものとみなす。

(投票)

第4条 正会員は、投票用紙の到着後、開票日までに投票用紙を郵送して投票するものとする。
2 開票日までに到達しない投票用紙は、開票日以降到達しても無効とする。

(定数)

第5条 代議員の定数は、選挙の行われる年の前年12月31日までに理事会において定める。

(選挙の公示)

第6条 代議員立候補の受付開始1カ月前までに、下記事項を選挙人に公示（電子公告による。以下同じ。）しなければならない。

- 1、代議員選挙を行う旨
- 2、正会員は代議員に立候補できる旨
- 3、選挙は、郵送法により行う旨
- 4、代議員の定数
- 5、立候補の受付期間
- 6、投票用紙の送付予定日
- 7、開票日

(立候補者の公示)

第7条 代議員候補者名簿を開票日の20日前までに公示しなければならない。

(細則の変更)

第8条 この細則の変更は、理事会の議決によりなす。

附 則

本規程は平成23年11月1日から実施する。

本規程は平成25年9月2日から実施する。